

## いじめ事案への対応マニュアル（教員用）

### 1 本校の基本姿勢

私たち教職員は、「いじめ防止基本方針」に基づく、次の四つの姿勢を約束します。

#### 四つの約束 ～いじめ防止対策推進のための本校の姿勢～

- 1 組織的に対応します。
- 2 未然防止に向けた「行動計画」を実践します。
- 3 一人ひとりが早期発見に向けた通報窓口になります。
- 4 解決に向けて、いじめられている生徒を徹底的に守り通します。

### 2 共通理解

#### （１）いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第 2 条で、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているもの」とされている。

#### 【具体的な例】

- ア ひやかしやからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコン・携帯電話等で誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

#### （２）いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第 2 条第 2 項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。新潟県いじめ防止基本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとしている。

#### 【具体的な例】

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

### (3) いじめの理解

いじめとは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

## 3 いじめ対応の原則

### (1) 基本的な考え方

- 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

### (3) いじめられた生徒またはその保護者への支援

- いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。
- いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて家庭謹慎等の指導をしたりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行うことが大切である。

(4) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言

- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに家庭謹慎や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒への謝罪のみをもって判断するのではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。
- 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

## 4 本校のいじめ対応手順 (別紙「いじめ等対応フロー」も参照)

### 1 第一報の流れ

【発見した(通報を受けた)職員】

- (1) すぐに概要を教頭に報告(口頭や簡単なメモ可)  
(情報取得者が担任以外の場合は担任にも報告)
- (2) 教頭は、校長に報告し、指示を受ける。(必要に応じて県教育委員会にも報告)併せて、いじめ対策推進教員(もしくは学年主任)に連絡。
  - ※ 認知当初から、関係職員は「生徒対応メモ」「保護者対応メモ」を活用し、適切に記録を残すこと(関係する記録は5年間保存です)。また、事実確認のためにSNS等のデータの保全をすること。
  - ※ 「学校生活アンケート」は実施日当日に学年会議で一斉にかつ複数でチェックし、認知漏れを予防する。その際、気になる記述には付箋を貼る。また、アンケート用紙はできるだけ早く教頭に提出する。

### 2 状況把握・事実確認、情報共有

【教頭・いじめ対策推進教員を中心に】

- (1) 教頭・いじめ対策推進教員が調査班を編制する。(いじめ防止対策委員、関係職員中心)併せて、できるだけ早い段階で、全職員に情報提供する。
- (2) 聴き取りを開始する。  
その際、「聴き取り用紙」を使用して、複数の職員で行う。

～聴き取りの際の留意点～

- ① 関係する生徒全てに対し、保護者に連絡することへの了解を得る
- ② 情報提供生徒に対し、被害生徒に聴き取りの際、名前を出していいか確認する
- ③ 被害生徒に対し、加害生徒（もしくはその疑い）への聴き取りの際、名前を出していいか確認する
- ④ その他の留意点等は「聴き取り用紙」に記載してあります

### 3 保護者への連絡

【担任、状況に応じて管理職や学年主任等とともに対応】

いじめ認知時の当初から関係する保護者としていねいな連携を心掛ける。また、聴き取りを行った生徒（関係生徒や情報提供生徒）の保護者には、連絡し、協力と見守りを依頼する。

（１）いじめられている生徒の保護者に対して

- 相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え少しでも安心感を与えられるようにする。また、じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 学校での生徒の様子や指導経過等を伝えとともに、家庭での見守りを継続することを依頼し、信頼関係を深める。
- いじめの解消まで、見守り続けることを伝えとともに、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことを伝える。

～連絡の際の確認点～

- ① 調査への着手の可否
- ② 調査時に生徒の名前を出してよいか（特に、加害生徒への聴き取り前には、必ず被害生徒・保護者に了解を得る）
- ③ 要望を聴き取る（学校側の指導、謝罪等）
- ④ 指導・支援の段階でも家庭の協力を得る（家庭の指導・支援・情報提供など）
- ⑤ 家庭での見守りを依頼する。

（２）いじめている側の生徒・保護者に対して

- 連絡は電話で、説明は面談で行うことで、誤解や不信感を抱かれないようにする。
- 加害生徒の保護者への対応に際しては、「いじめ」と断定できるまでは、「いじめ」という表現ではなく、「トラブル」という表現で対応し、学校と保護者との緊密な連携を図る。
- 加害生徒側の保護者を責めるのではなく、加害生徒のことを心配する気持ちが伝わるようにして、協力関係を結べるように話し合いを進める。
- 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- いじめの解消まで、学校や家庭での様子等について（定期的に）確認し合うことを通して、生徒の成長のために協力していくことを伝える。
- 対応時の最後に、家庭での見守りを依頼する。

### 4 対応方針の検討

【いじめ防止対策委員会】

- （１） 状況把握・事実確認を終えたら、委員会を開催し、第１次判断を行う。  
＊認知年月日は第１次判断を行った日とする。
- （２） いじめ対応に係る対応方針を決定する。  
（ただし、特別指導案件と判断した場合は、生徒指導部に引き継ぐ）
- （３） 今後の指導・支援について当該学年を中心にした対応班の編制を行う。  
（案件によってはＳＣ・ＳＳＷ等外部機関と連携する）
- （４） いじめ解消に向けた継続指導と見守りを全職員に依頼する。

## 5 全職員に情報共有（職朝等で随時）

- (1) 認知後すぐに職員朝会等で情報共有する。
- (2) 聴き取りなどの様子は随時各学年で情報共有する。
- (3) 指導・支援の方針については、決定次第報告し、共通理解を図る。

## 6 職員会議

- (1) いじめ対応に係る情報共有を行い、共通理解のもと、全校体制で対応する。
- (2) 特別指導案件の場合は、職員会議で指導案を審議する。

## 7 いじめ対応

- (1) 対応班の分担に従い、共通理解のもと、全校体制で指導・支援に取り組む。
  - (2) いじめ解消に向けた継続指導と見守りを行う。  
(事案発生後3か月を目安に観察や声かけなどの見守りを行う。特に被害生徒には週1回以上の声かけを担当中心に行う。)
- ※ 指導の際は、被害生徒、加害生徒のみならず、いじめが起きた集団への働きかけを行う。特に、アンケート実施後などは、いじめの書き込みがなかった場合でも、書き込みはなかったが、あるけれど書けない、書かない場合もあるので、いじめと思われることがないわけではないという前提で、「いじめに気づく」感性を育むなどの話をする。

## 8 いじめ対応の検証（いじめの解消の判断）

- (1) 認知した日から3か月を目安に、いじめ防止対策委員会でいじめの解消について判断する。（担任は、本人・保護者から現在の状況を面談等で確認する。）
- (2) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ① いじめに係る行為が止んでいること  
いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。担任・いじめ防止対策委員を中心に、教職員全体でいじめを受けた、行った生徒の様子を含め状況を注視する。（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）
  - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。  
いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

## 9 統括

### 【校長】

- (1) 校長は第一報や委員会にて必要な情報の報告を受け、全ての対応に適切に指示をする。（対応の各段階で必要な教職員の招集・指揮にあたる）
- (2) 保護者や外部機関との連携に留意し、対応を指揮する。
- (3) 対応の検証結果を次の対応に活かすよう修正を加える。

※ SZW-04 委員会-0412 いじめ防止対策委員会-当該年度に各シート等があります。

附則

令和7年4月1日（改訂）